

報告第3号

岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について、令和2年11月27日付けで改正となった地域公共交通活性化及び再生に関する法律の施行に伴い、当協議会規約内の文言が一部改正となりましたので、下記のとおり報告いたします。

記

- ・ 計画の名称が「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に変更
資料 1のとおり